

平成31年 第3回沼田町議会臨時会 会議録

平成31年4月25日(木)

午後 1時30分 開 会

1. 出席議員

議 長	9番	渡 邊 敏 昭	議 員	1番	高 田 勲	議 員
	2番	津 川 均	議 員	3番	大 沼 恒 雄	議 員
	4番	小 峯 聡	議 員	5番	久 保 元 宏	議 員
	6番	長 原 誠	議 員	7番	鶉 野 範 之	議 員
	8番	杉 本 邦 雄	議 員	10番	橋 場 守	議 員

2. 欠席議員 なし

3. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名  
町 長 金 平 嘉 則 君 教育長 吉 田 憲 司 君

4. 町長の委任を受けて出席した説明員

総務財政課長	菅 原 秀 史 君	政策推進室長	中 野 栄 治 君
農業商工課参事	瀧 本 周 三 君	住民生活課長	嶋 田 英 樹 君
建設課長	村 中 博 隆 君	保健福祉課長	黒 田 美 和 君
和風園園長	安 念 昌 典 君	旭寿園園長	森 田 秀 幸 君

5. 教育委員会教育長の委任を受けて出席した説明員

次 長 三 浦 剛 君

6. 職務のため、会議に出席した者の職氏名

事務局長 浅 野 信 行 君 書 記 沼 本 次 登 君

7. 付議案件は次のとおり

(議件番号)	(件 名)
	会議録署名議員の指名 会期の決定
承認第1号	専決処分の承認を求めることについて(町税条例等の一部改正)
承認第2号	専決処分の承認を求めることについて(沼田町国民健康保険税条例の一部改正)
承認第3号	専決処分の承認を求めることについて(平成31年度沼田町一般会計補正予算専決第1号)
承認第4号	専決処分の承認を求めることについて(平成31年度沼田町高齢者グループホーム特別会計補正予算専決第1号)
議案第27号	旧沼田厚生クリニック解体工事の請負契約について
議案第28号	暮らしの安心センター非常用発電設備整備工事の請負契約について

(開 会 宣 言)

○議長（渡邊敏昭議長）只今の出席議員数は10人です。定足数に達していますので、本日を以って招集されました平成31年第3回沼田町議会臨時会を開会致します。なお、副町長につきましては、諸般の都合で欠席になっておりますことを述べさせていただきます。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布のとおりであります。

(会議録署名議員の指名)

○議長（渡邊敏昭議長）日程第1。会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、1番、高田議員、2番、津川議員を指名致します。

(会期の決定)

○議長（渡邊敏昭議長）日程第2。会期の決定についてを議題と致します。お諮り致します。本臨時会の会期は本日1日間に致したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間に決しました。

(一 般 議 案)

○議長（渡邊敏昭議長）日程第3。承認第1号。専決処分の承認を求めることについて（町税条例等の一部改正）を議題と致します。提案理由の説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長（嶋田英樹課長）承認第1号。専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。平成31年4月25日提出。町長名でございます。専決処分書。地方自治法第179条第1項の規定によって、町税条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり定め、これを専決処分する。平成31年3月31日。町長名でございます。承認第1号。町税条例等の一部を改正する条例について、改正条例案の朗読を省略させて頂き、今回改正の主な内容について説明を致します。3月31日付けで地方税法の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令他、関係省令が公布され、原則として、4月1日から施行されました。それに伴い、本町においても、町税条例の改正が必要となったため、今回専決処分を行ったものであります。今回の主な改正点は、軽自動車税の環境性能割の税率の適用区分の見直しやグリーン化特例（電気自動車関係）、住宅ローン控除期間の延長、令和元年10月以降の入居住宅について、これまで10年間の住民

税控除を13年に延長するものであります。また、単身児童扶養者への非課税措置などが規定されました。合わせて、各規定の整備をしたものであります。以上、条例の一部改正について、説明を致しました。ご審議の程、宜しくお願い致します。

○議長（渡邊敏昭議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）質疑なしと認め、質疑を終結します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決を致します。お諮り致します。承認第1号は、本案のとおり承認する事にご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は承認する事に決しました。

---

○議長（渡邊敏昭議長）日程第4。承認第2号。専決処分の承認を求めることについて（沼田町国民健康保険税条例の一部改正）を議題と致します。提案理由の説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長（嶋田英樹課長）承認第2号。専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。平成31年4月25日提出。町長名でございます。承認第2号。沼田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、改正条例案の朗読を省略させて頂き、今回改正の主な内容について説明を致します。3月31日付けで地方税法の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令が公布され、4月1日から施行されました。それに伴い、本町においても、国民健康保険税条例の改正が必要となったため、今回専決処分を行ったものであります。今回の主な改正概要として、保険税負担の公平性を確保し、中間所得層の保険税負担の軽減を図る為の見直しが行われたものであります。主な改正点として、基礎課税額の限度額を58万円から61万円としました。これは国保税条例第2条でございます。続いて、国保税の軽減判定所得の算定方法の見直し（国民健康保険税の減額）、国保税条例第15条であります。保険税の5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、乗ずる金額を27万5千円から28万円とし、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において乗ずる金額を50万円から51万円としたものであります。今回、中間所得層の負担軽減を図る

為、国保税の2割及び5割軽減の対象となる世帯の所得判定基準を引き上げ、軽減対象世帯の拡大を図るものでございます。以上、提案理由の説明とさせていただきます。ご審議の程、宜しくお願い致します。

○議長（渡邊敏昭議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。はい。大沼議員。

○3番（大沼恒雄議員）軽減される事は大変良い事なんだけれども、実際問題として、今5割軽減、2割軽減、所得がどの位からどの程度に上がるのか、試算出れば教えて下さい。

○議長（渡邊敏昭議長）関連でございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）宜しく申し上げます。

○住民生活課長（嶋田英樹課長）今年度の国保税に関連する町道民税の確定については、今、賦課作業中でございます。この賦課が終われば、数値として出てくるものと考えられます。現在では、その影響については把握し切れておりません。毎年この改正については、地方税法の改正に基づきまして、毎年提案させて頂いているものでありますが、相対的にはですね、その都度、軽減対象を増やす形にはありますけれども、相対的に全体が公平性を保つような事で、毎年繰り返して改正をしているところであります。

○議長（渡邊敏昭議長）宜しいですか。他にございませんか。はい。高田議員。

○1番（高田勲議員）ちょっと、分からなかったんで、お伺いしたいんですが、提案されているものの中に、別記様式第15条関係を削除するってあるんですけど、これにはどういうことが記載されておりましたか。

○議長（渡邊敏昭議長）関連でございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）はい。住民生活課長。

○住民生活課長（嶋田英樹課長）すみません。以前の別記様式、今手元に持ち合わせておりませんので、もし宜しければ、後ほど説明させて頂きたいと思えます。

○議長（渡邊敏昭議長）後日説明と言う事で宜しいですか。

○1番（高田勲議員）了解。

○議長（渡邊敏昭議長）他にございませんか。はい。

○10番（橋場守議員）10番。要するにこれは、58万円を61万円に改めるということは、被保険者がそれだけ値上げされたって事なんですよ。それはどうなの。それをねはつきりしないと良いか悪いかっていう、被保険者の立場から言ったら、値上げされた、要するにその人達負担が増えるって事なんですよ。

○議長（渡邊敏昭議長）関連でございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(渡邊敏昭議長) はい。住民生活課長。

○住民生活課長(嶋田英樹課長) 控除額を増やしていくので、その部分についてはですね、控除額が増えるから、ベースになる金額は下がるという計算になります。保険税の額が上がるのではなくて、控除額が上がると、言う風に理解頂きたいと思います。

○議長(渡邊敏昭議長) 宜しいですか。保険料金が上がる訳ではなくて、保険料金の基礎になる控除額が上がる。控除額が上がるということは保険料金、相対的には下がるというふうに考えたほうが良いんじゃないかな。必ず下がるという訳では無いかも知れませんが。下がると言う風に考えて良いんじゃないかと思えますけど。

○10番(橋場守議員) 保留しておきます。

○議長(渡邊敏昭議長) 詳しく説明してあげて下さい。他にございませんか。宜しいですか。

(「なし」の声あり)

○議長(渡邊敏昭議長) それでは、他に質疑なしと認め、質疑を終結します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(渡邊敏昭議長) ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決を致します。お諮り致します。承認第2号は、本案のとおり承認する事にご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊敏昭議長) ご異議なしと認めます。よって、本案は承認する事に決しました。

---

○議長(渡邊敏昭議長) 日程第5。承認第3号。専決処分の承認を求めることについて(平成31年度沼田町一般会計補正予算専決第1号)を議題と致します。提案理由の説明を求めます。総務財政課長。

○総務財政課長(菅原秀史課長) 承認第3号。専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分をしたので同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。平成31年4月25日提出。町長名でございます。1枚捲って頂きまして、専決処分書。地方自治法第179条第1項の規定によって、平成31年度沼田町一般会計補正予算専決第1号を別冊のとおり専決処分する。平成31年4月1日。町長名でございます。別冊の平成31年度沼田町一般会計補正予算専決第1号1頁をお開き願いたいと思います。平成31年度沼田町一般会計補正予算専決第1号。平成31年度沼田町の一般会計補

正予算専決第1号は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ912万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ50億6千912万6千円と定める。2項を省略致します。平成31年4月1日。町長名でございます。本専決予算につきましては、本年3月に発注致しました高齢者グループホームなごみでの灯油流出事案に関わる予算でございます。適切な汚染処理を行う対策経費が高額となり、特別会計では対応出来ないものと判断し、一般会計からの任意繰出しにより対応するものでございます。なお、本予算は、緊急を要する汚染対策であることから、専決処分と致したものでございます。6頁をお開き願います。6頁下段歳出から説明させて頂きます。3款民生費1項3目介護支援費28節繰出金912万6千円の計上でございます。グループホーム特別会計で提案説明致します汚染地下水、用水路清掃バキュームなどに要する灯油流出処理業務委託に係る経費について繰出すための予算計上でございます。上段歳入を説明させて頂きます。12款地方交付税1項1目地方交付税912万6千円の増額の補正であります。歳出でご説明申し上げました補正額に地方交付税を増額致しまして収支の均衡を図ったものでございます。以上を申し上げまして、提案説明とさせて頂きます。ご承認の程、宜しくお願い致します。

○議長（渡邊敏昭議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）質疑なしと認め、質疑を終結します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決を致します。お諮り致します。承認第3号は、承認する事にご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は承認する事に決しました。

---

○議長（渡邊敏昭議長）日程第6。承認第4号。専決処分の承認を求めることについて（平成31年度沼田町高齢者グループホーム特別会計補正予算専決第1号）を議題と致します。提案理由の説明を求めます。施設長。

○施設長（森田秀幸施設長）承認第4号。専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。平成31年4月25日提出。町長名でございます。次ページをお開き願います。専決処分。地方自治法第179条

第1項の規定によって、平成31年度沼田町高齢者グループホーム特別会計補正予算専決第1号を別冊のとおり専決処分する。平成31年4月1日。町長名でございます。別冊、平成31年度沼田町高齢者グループホーム特別会計補正予算専決第1号の1頁をお開き願います。平成31年度沼田町高齢者グループホーム特別会計補正予算専決第1号。平成31年度沼田町の高齢者グループホーム特別会計の補正予算専決第1号は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ912万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5千20万9千円と定める。2項については省略致します。平成31年4月1日。町長名でございます。今回の補正の内容をご説明致します。平成31年3月1日になごみの敷地内で灯油流出を発見し、灯油流出処理をしていますが、31年度に跨り処理用務が必要であり、この業務委託費の補正となっております。5頁をお開き願います。下段歳出から説明致します。1款総務費1目一般管理費13節委託料912万6千円です。委託内容は、灯油流出処理用務で用水路内オイル釜、水槽内の洗浄、汚染水、汚染路の除去、オイル吸収マットの交換や撤去等となっております。上段歳入に説明致します。4款繰入金1目一般会計繰入金1節一般会計繰入金912万6千円の増額となっております。灯油流出処理業務に係る費用を一般会計より繰入処理しております。以上、説明を終わらせて頂きます。ご承認の程、宜しくお願い致します。

○議長（渡邊敏昭議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。はい。

○7番（鵜野範之議員）7番。鵜野です。繰入の分は分かるんですけども、これで歳出の時に、特定財源の方からのその他から出している事はどういう風な事で考えたら良いんでしょうかね。

○議長（渡邊敏昭議長）関連ありませんか。それでは施設長。

○施設長（森田秀幸施設長）特定財源。決まったところに充てると言う風になっておりますので、今回、この一般会計から繰り入れる部分については、その流出するところに使うということに決まってるから、特定財源となっております。

○議長（渡邊敏昭議長）はい。

○総務財政課長（菅原秀史課長）今回ですね、特別会計に対する処理業務の財源が一般会計の繰入金。これがですね特定財源のその他、ここに該当するという事で、ここに入っているという事です。

○議長（渡邊敏昭議長）宜しいですか。他にございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）それでは他に質疑なしと認め、質疑を終結します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。



(「なし」の声あり)

○議長（渡邊敏昭議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決を致します。お諮り致します。承認第4号は、承認する事にご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は承認する事に決しました。

---

○議長（渡邊敏昭議長）日程第7。議案第27号。旧沼田厚生クリニック解体工事の請負契約についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（村中博隆課長）議案第27号。旧沼田厚生クリニック解体工事の請負契約について。下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定によって、議会の議決を求める。ただし、設計変更に伴い必要があるときは、請負金額の10%以内において変更することができる。1 契約の目的、旧沼田厚生クリニック解体工事。2 契約の方法、指名競争入札。3 契約金額、1億1千232万円。4 契約の相手方、沼田町字旭町15番地9、渡部建設株式会社代表取締役渡部稔。5 工事場所、沼田町南1条3丁目。6 工期、契約の日から令和元年9月20日まで。平成31年4月25日提出。町長名でございます。次の頁をお開き下さい。資料と致しまして、入札参加業者名を記載してございますのでお目通し願います。本工事の概要について説明をさせていただきます。今回解体致します旧厚生クリニックは昭和39年町立診療所として建築され、55年が経過した施設でございます。老朽化に伴いまして、平成29年度に新たに厚生クリニックを新築したことによりまして、この度、解体撤去工事を行うものでございます。工事工期につきましては、9月20日までとしてございますが、連休明けから準備等進めまして、何とか8月の夜高あんどん祭りの駐車場として有効利用が出来る様取り進めてまいりたいという風に考えてございます。以上、旧沼田厚生クリニック解体工事の概要説明とさせていただきます。ご審議の程、宜しくお願い致します。

○議長（渡邊敏昭議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（渡邊敏昭議長）質疑なしと認め、質疑を終結します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（渡邊敏昭議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決を致します。お諮り致します。議案第27号は、原案のとおり決する事にご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（渡邊敏昭議長）日程第8。議案第28号。暮らしの安心センター非常用発電設備整備工事の請負契約についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（村中博隆課長）議案第28号。暮らしの安心センター非常用発電設備整備工事の請負契約について。下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定によって、議会の議決を求める。ただし、設計変更に伴い必要があるときは、請負金額の10%以内において変更することができる。1 契約の目的、暮らしの安心センター非常用発電設備整備工事。2 契約の方法、指名競争入札。3 契約金額、5千428万5千円。4 契約の相手方、深川市文光町10番10号、株式会社西口電気代表取締役社長西口健一。5 工事場所、沼田町南1条1丁目。6 工期、契約の日から令和元年11月30日まで。平成31年4月25日提出。町長名でございます。次の頁をお開き下さい。資料と致しまして、入札参加業者名を記載してございます。お目通しを願いたいと思います。本工事の概要について説明を申し上げます。今回整備致します非常用発電設備でございますが、昨年9月に発生致しました北海道胆振東部地震に伴いまして北海道全域で停電、ブラックアウトが発生したところでございます。本町でも町民の生活に大きな影響があったことは記憶に新しく残っているところかと思えます。既に郊外地区の避難所には小型の発電機を配置してございますが、非常時に備えまして、町内唯一の医療機関であります町立沼田厚生クリニックが停電時でも診療が行えるよう、この度、自家用発電機を設置し、町民の安心安全や地域防災力の向上を図って参るところでございます。以上、暮らしの安心センター非常用発電設備整備工事の概要説明とさせていただきます。ご審議の程、宜しくお願い致します。

○議長（渡邊敏昭議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（渡邊敏昭議長）質疑なしと認め、質疑を終結します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（渡邊敏昭議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決を致します。お諮り致します。議案第28号は、原案のとおり決する事にご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

---

(閉 会 宣 言)

○議長（渡邊敏昭議長）以上で、本臨時会に付議された案件は全て終了致しました。これにて、平成31年第3回沼田町議会臨時会を閉会致します。なお、私ごとになりますけども、4年間大変ありがとうございました。お世話になりました。ご苦労様でした。なお、議員におきましては、この後、全員協議会を開催致しますので、議員控室にお集まり下さい。ご苦労様でした。

13時55分 閉会

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長 渡 邊 敏 昭

署名議員 富 田 勲

署名議員 津 川 均